

令和6年度 一般財団法人香川県警察協会事業計画

第1 基本方針

令和6年度事業計画の策定に当たっては、犯罪による被害を受けた者及びその親族並びに警察官の職務に協力援助したため災害を受けた者及びその遺族に対する支援を行うほか、警察活動に対する県民の深い理解と協力を得、並びに香川県警察職員等の知識を向上し、徳育を振興し、及び福祉を増進するために必要な事業を行うことにより警察機能の向上発展を図り、もって個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序の維持に資するため、一般財団法人香川県警察協会定款の定めるところにより、効果的な事業を推進する。

第2 事業計画の概要

1 犯罪による被害を受けた者及びその親族に対する支援及び活動（犯罪被害者支援事業）

(1) 犯罪被害者及びその親族の精神的被害の回復支援

ア 重要事件等懸賞金支援制度の運用

香川県下で発生した殺人等の未解決重要事件について、早期検挙を願う被害者及びその親族（被害者等）を支援するため、被害者等で組織する会（被害者の会）の支援要請に基づき、当協会が被害者の会が支払う懸賞金及び懸賞広告に係る費用を支援し、当該事件の検挙に結び付く有力な情報の提供促進を図る。

イ 民間被害者支援団体に対する活動助成

被害者等を直接支援する団体に対し、支援団体の申請に基づき、専門相談員及びボランティアの活動・育成に伴う運営資金を助成し、被害者等の視点に立った被害者支援を促進する。

(2) 社会全体で被害者を温かく支える環境づくりのための広報啓発活動

ア 被害者支援講演会等の開催

被害者等の苦しみ及び悲しみ等の「生の声」を広く県民に伝えることにより、被害者支援の重要性等への理解を深め、社会全体で被害者等を支える機運の醸成を図る。

イ 被害者支援広報啓発活動

各種被害相談窓口の紹介及び被害者支援用パンフレット・リーフレットの作成・配布並びに各種イベントにおける被害者支援の普及・啓発のためのパネル展示等の支援活動を実施する。

2 警察活動に対する協力支援（警察活動協力支援事業）

(1) 警察広報活動支援

警察音楽隊、警察施設見学その他の県民と警察が相互に理解と協力を深めるために必要な警察広報活動に対する支援を実施する。

(2) 警察活動に貢献した功労者に対する表彰支援

ア 警察活動に貢献した部外功労者や功労団体が、香川県警察本部長から表彰を受けたとき、記念品を贈呈する。

イ 普通会員が、全国優秀警察職員表彰、全国優良警察職員表彰又はこれらに準ずる表彰を受けたとき、記念品を贈呈する。

ウ 普通会員が、香川県警察職員特別褒賞金条例（昭和 43 年香川県条例第 21 号）第 2 条に定める特別褒賞金を授与されたとき、記念品を贈呈する。

(3) 学術の奨励、災害警備、警察犬訓練その他警察活動に必要な支援を実施する。

3 警察官の職務に協力援助したため災害を受けた者及びその遺族並びに在職中に死亡した警察職員の遺族に対する支援（遺族援護事業）

(1) 警察活動協力援助者及びその遺族に対する支援

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例(昭和 58 年香川県条例第 17 号) 第 2 条第 1 号に掲げる認定を受けた災害により死亡又は負傷した警察活動協力援助者に対し、弔慰金又は見舞金を贈呈する。

(2) 警察殉職者及び警察協力殉難者に対する慰霊祭の開催

警察殉職者 30 柱及び警察官の職務に協力し死亡した警察協力殉難者 2 柱の慰霊祭を香川県消防協会との合同で開催する。

(3) 遺族援護奨学金等給付支援

警察官の職務に協力し死亡した警察協力殉難者の遺族及び在職中に死亡した警察職員の遺族に対し、遺族援護奨学金、遺族養育援護金及び遺族援護金（命日供養金）を給付する。

なお、遺族援護奨学金及び遺族養育援護金について、遺族援護事業の拡充を図るため、給付額の見直しを行い、月額給付額を一律、1 万円に変更した。

ア 遺族援護奨学金

遺児奨学金の対象遺児数及び給付額は、次表のとおりである。

区 分	給付対象遺児数		月額給付額 (1 人当たり)	総給付額
	殉難者	職員		
大学等在学者	0 人	2 人	10,000 円	150,000 円
高等学校等在学者	0 人	1 人	10,000 円	120,000 円
合 計	0 人	3 人		270,000 円

※ 大学等在学者のうち 1 人は令和 7 年 1 月から給付。

イ 遺族養育援護金

遺族養育援護金の対象遺児数及び給付額は、次表のとおりである。

区 分	給付対象遺児数		月額給付額 (1人当たり)	総給付額
	殉難者	職員		
中学校等在学者	0人	0人	10,000円	0円
小学校等在学者	0人	0人	10,000円	0円
未就学児	0人	0人	10,000円	0円
合 計	0人	0人		0円

ウ 遺族援護金

遺族援護金は、警察協力殉難者及び警察職員が死亡した日から起算して、概ね1年（1周忌）、3年（3回忌）及び7年（7回忌）を経過する日に給付する。

遺族援護金の対象遺族数及び給付額は、次表のとおりである。

区 分	給付対象遺族数		給付額 (1人当たり)	総給付額
	殉難者	職員		
1年	0人	0人	10,000円	0円
3年	0人	3人	10,000円	30,000円
7年	0人	0人	10,000円	0円
合 計	0人	3人		30,000円

4 収益事業

(1) 物品販売事業

県民に身近な警察をアピールするため、香川県警察シンボルマスコット「ヨイチ」をシンボルマークとしたぬいぐるみ、クリアファイル、反射シール・キーホルダー等の物品販売を行う。

(2) 土地賃貸事業

琴平警察署用地、琴平警察署待機宿舍用地及び観音寺市柞田町の土地において、賃貸事業を行う。